

令和8年度(2026年度)くまモン隊(熊本県内・九州等・海外)管理運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

地域のイベントや物産展等にくまモン隊を出動させ、県内においては、くまもとサプライズ運動(地域の魅力再発見と情報発信)の啓発、県外・海外においては、熊本の情報発信を行う。併せて、SNS等を通じて情報の拡散を図る。

2 業務の内容

「令和8年度(2026年度)くまモン隊(熊本県内・九州等・海外)管理運営業務委託仕様書」のとおり

※仕様書については、くまモン課に直接問い合わせること。

※契約時の仕様書は、プロポーザルで選定した事業者の企画を基に当該事業者との協議により必要な変更を加えたものとする。

3 委託上限額

108,076,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。契約額は、プロポーザル実施後に別途徴取・締結する見積書・委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす法人とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(2)次のいずれにも該当しない者。

①民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

②会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

③国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

(3)都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

(4)宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(5)手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

(6)賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

(7)当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及び

ウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下(「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8)複数の法人でグループを構成して参加する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で提案を行うことはできない。なお、代表団体及びその構成員は上記の(1)～(7)のすべてを満たすこと。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 募集開始(ホームページ公開) | 令和8年(2026年)1月19日(月) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和8年(2026年)2月12日(木)17時必着 |
| (3) 参加表明書提出期限 | 令和8年(2026年)2月12日(木)17時必着 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年(2026年)2月17日(火)17時必着 |
| (5) 審査会(プレゼンテーション) | 令和8年(2026年)2月24日(火)(予定) |
| (6) 審査会結果通知 | 審査会終了後、決定次第直ちに通知 |

6 質問書

実施要領や仕様書等について質問等がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1)提出方法

質問書(様式第1号)によりメールにて提出すること。

(2)提出期限

令和8年(2026年)2月12日(木)17時必着

(3)提出先

末尾メールアドレス宛提出すること。

(4)質問への回答

(1)の質問書に対する回答は、メールで回答する。なお、回答は、質問者名を伏せたうえで、質問書提出期限時点での質問書提出者の全員へ知らせる場合がある。

7 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1)提出書類

ア 参加表明書(様式第 2 号)

イ プロポーザル参加者の類似業務の実績(様式第 3 号)

(2)提出期限

令和8年(2026年)2月12日(木)17 時必着

(3)提出先

末尾メールアドレス宛提出すること。

8 企画提案書

(1)提出書類

① 企画提案書(様式第 4 号)

② 企画書

※ 企画書に記載する内容については、「令和8年度(2026年度)くまモン隊
(熊本県内・九州等・海外)管理運営業務委託仕様書」を参照のこと。

③ 会社概要等

④ 事業者の取組に関する申出書(様式第 5 号)

※ 必要な書類を添付すること

※ 「事業者の取組み」に関する評価の基準日は、公告日(令和8年1月19日)
とする。

⑤ その他熊本県が必要とする書類

(2)提出部数 正本1部・副本 4 部

(3)提出期限

令和8年(2026年)2月17日(火)17 時必着

(4)提出先

末尾提出先(熊本県庁行政棟本館5階くまモン課)へ持参又は郵送により提出
すること。郵送の場合は、提出期限日必着とする。

(5)注意事項

サイズは原則A4版とし、プリントアウトのうえ、クリップ留め(テープ等で留めな
い)をすること。

9 応募者(参加表明書・企画提案書提出者)が 1 者以下となった場合の措置

(1)応募者が1者の場合でもプレゼンテーション審査を実施し、別途定める基準点を
満たす場合に委託候補者として選定する。

(2)応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を
延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

10 受託者の選定方法

プレゼンテーション審査

別途設置する審査会において、提案者がプレゼンテーションを行い、最も事業効果が高いと見込まれる提案者を、委託候補者として選定する。

(1) 審査会の開催日等

開催日：令和8年(2026年)2月24日(火)(予定)

時間：別途通知

場所：熊本県庁知事公室会議室(行政棟本館 6 階)

※オンライン参加も可とする。

(2) 審査及び委託候補者の選定

審査会では、提案書及びプレゼンテーション内容を審査し、審査員の合計点の最高得点者を委託候補者として選定する。なお、最低基準点を審査員の合計点の 6 割とし、最低基準点を下回った場合は採用しない。

また、評価項目及び配点については、くまモン課に直接問い合わせること。

最高得点者が複数出た場合、各審査員の最高得点を多く獲得した者から順に委託候補者、次点者とする。

審査結果は、すべてのプレゼンテーション参加者に対して書面で通知する。

11 契約方法

委託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったときには、受託者として決定し、契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議等を行う。

12 その他

(1) くまモンのイラスト等を利用する場合は、「熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程」及び「くまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引」の内容を遵守すること。

(2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(3) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(4) 提出された提案書は、業務関係資料保存のため、返却しない。

(5) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(6) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。

(7) 企画提案に際しては、審査の結果、業務委託先として採用されないこともある点に充分注意のうえ、関係者とトラブルのないようにすること。

(8) 次の事項に該当する場合は、無効または失格となることがある。

ア 関係書類の提出方法、提出先または提出期限が守られなかったとき。

イ 関係書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

- ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (9)プレゼンテーション審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (10)参加表明書を提出した後、都合によりプロポーザルに参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第 6 号)を提出すること。

【提出先、お問い合わせ先】

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁行政棟本館 5 階
熊本県知事公室国際・くまモン局くまモン課 担当:横山、蒲池
電話:096-333-2133(平日 8:30~17:15)
メール:kumamon@pref.kumamoto.lg.jp